

勸 告	説明図表番号
<p>(5) 扶養義務者からの費用徴収等の実行性の確保 (扶養義務者による扶養に関する生活保護法の規定)</p> <p>生活保護法第4条第2項において、民法に定める扶養義務者の扶養は、保護に優先して行われるものとされているため、同法第77条において、被保護者に扶養義務者があるときは、その義務の範囲内において、保護費を支弁した都道府県又は市町村の長が、その費用の全部又は一部を徴収することができることとされている。また、扶養義務者の負担すべき額について、福祉事務所と扶養義務者との間で協議が調わないとき等は、福祉事務所の申立てにより家庭裁判所がこれを定めることとされている。</p> <p>また、改正後の生活保護法第24条第8項において、福祉事務所が、扶養義務者が扶養義務を履行していないと認められる場合に、保護の開始決定をしようとするときは、当該扶養義務者に対し書面で保護を開始する者の氏名等を通知しなければならないものとされ、同法第28条第2項において、扶養義務者等に対して、報告を求めることができるとされており、福祉事務所による扶養義務者への積極的な対応を可能とする規定が整備されたところである。</p> <p>(扶養調査の実施等)</p> <p>扶養調査については、局長通知において、次のとおり実施することとされている。</p> <p>① 要保護者からの申告・戸籍謄本等の確認により、扶養義務者の存否を把握する。</p> <p>② これにより把握された扶養義務者について、要保護者からの聴取等により、その職業、収入等を確認し、金銭的な扶養、精神的な支援の可能性を調査する。</p> <p>③ 重点的扶養能力調査対象者（生活保持義務関係者（夫婦及び未成熟の子に対する親）等）については、その者が保護の実施機関の管内に居住する場合は実地調査、管外に居住する場合は回答期限を付した照会等により、世帯構成、職業、収入、社会保険の加入状況等の調査を行い、重点的扶養能力調査対象者以外の扶養義務者のうち扶養の可能性が期待される者についてもこれに準じて調査を行う。</p> <p>また、i) 重点的扶養能力調査対象者に十分な扶養能力があるにもかかわらず、正当な理由なく扶養を拒み、他に円満な解決の途がない場合には、家庭裁判所に対する調停又は審判の申立ても考慮し、ii) 必要があるときは、i) の手続と並行して取りあえず必要な保護を行い、家庭裁判所の決定があった後、生活保護法第77条の規定により、</p>	<p>表3-(5)-①-ア</p> <p>表3-(5)-①-イ</p> <p>表3-(5)-①-ウ</p> <p>表3-(5)-①-エ</p>

扶養義務者から、扶養可能額の範囲内において、保護に要した費用を徴収する等の方法を考慮することとされている。

扶養義務者の扶養能力又は扶養の履行状況に変動があったと予想される場合は、速やかに調査を行うものとされ、これらに変動がなくても重点的扶養能力調査対象者に係る扶養能力及び扶養の履行状況の調査を年1回程度は行うこととされている（以下、この調査を「フォローアップ調査」という。）。

今回、重点的扶養能力調査対象者に対するフォローアップ調査及び生活保護法第77条の規定に基づく扶養義務者からの費用徴収の実施状況を調査した結果、次のような状況がみられた。

ア フォローアップ調査の実施状況

調査対象 102 福祉事務所における重点的扶養能力調査対象者に対するフォローアップ調査の実施状況をみると、半数以上の 56 事務所（54.9%）において、年1回行うこととしていない。

こうした状況にあるフォローアップ調査について、福祉事務所においては、業務多忙の中、実施しても引取りや協力が得られる可能性が低く、十分な費用対効果が見込めないため、調査に消極的であるとする意見が多い。また、前回の扶養の可能性調査の際に、連絡、引き取り、金銭的協力等について一度拒否された場合は、状況の変化がない限り、再度扶養能力の調査を実施しても、扶養義務者との関係を悪化させるだけであるといった意見も聴かれた。

イ 扶養義務者からの費用徴収状況

扶養義務者からの費用の徴収実績をみると、徴収対象とする扶養義務者の範囲や経済状況、家裁への申立ての手順・基準が明確でないこと等から、次のとおり、i) 徴収件数、ii) 徴収実績がある地方公共団体及び徴収事案の内容、iii) 家事審判事件及び家事調停事件の件数ともに限定的なものとなっている。

① 平成 22 年度から 24 年度までの間における扶養義務者からの費用徴収は、全国で 551 件にとどまっており、うち、339 件（61.5%）が大阪市によるものとなっている。

② 大阪市に対して、扶養義務者からの費用徴収事案の内容について聴取した結果、ほとんどの事案が、生活保護法第 18 条第 2 項第 2 号の規定に基づいて支出した葬祭扶助費に係るものであるとしている。

③ 同法第 77 条の規定に基づく家事審判事件及び家事調停事件の実績は、生活保護法施行後の昭和 27 年度から平成 24 年度までの間に、それぞれ 13 件、11 件あるのみで、平成 15 年度以降は 0 件と

表 3 - (5) - ②

表 3 - (5) - ③

表 3 - (5) - ④

表 3 - (5) - ⑤

<p>なっている。</p> <p>ウ 厚生労働省の動き</p> <p>厚生労働省は、「社会保障審議会生活困窮者の生活支援の在り方に関する特別部会」（平成 25 年 1 月 23 日）における指摘や、福祉事務所からの生活保護法第 77 条の規定に基づく調停手続の方法が分からないといった意見を受けて、平成 25 年 3 月 11 日に開催した「社会・援護局関係主管課長会議」において、扶養請求調停手続の流れ等を示したマニュアルや具体的な扶養請求調停手続のモデルケースを示すとしている。</p> <p>【所見】</p> <p>したがって、厚生労働省は、重点的扶養能力調査対象者に対するフォローアップ調査の効果的実施及び扶養義務者からの費用徴収の枠組みの積極的活用を図る観点から、次の措置を講ずる必要がある。</p> <p>① フォローアップ調査について、趣旨・目的を明確にするとともに、保護の実施機関に対し、その重要性を周知し、実施を指導すること。</p> <p>② 保護の実施機関に対し、生活保護法第 77 条の規定に基づく扶養義務者からの費用徴収について、いずれの福祉事務所においても、その実施が必要な場合に円滑に実施できるようにするため、同条の適用対象となる扶養義務者の範囲やその経済状況、当該扶養義務者との協議の進め方等について具体的に示すとともに、扶養請求調停手続について、その流れ等を示したマニュアルや具体的なモデルケースを早急に示すこと。</p> <p>また、保護の実施機関に対し、これらに沿った費用徴収の適切な実施について指導すること。</p> <p>③ ①及び②において保護の実施機関に対して指導した事項について、監査時に、福祉事務所における履行状況を確認し、必要な指導を行うこと。また、都道府県等に対し、これと同様の措置を講ずるよう指導すること。</p>	<p>表 3 - (5) - ⑥ - ア 表 3 - (5) - ⑥ - イ</p>
---	--

表3-5-①-ア 生活保護法（昭和25年法律第144号）抜粋

（保護の補足性）

第四条 保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。

2 民法（明治二十九年法律第八十九号）に定める扶養義務者の扶養及び他の法律に定める扶助は、すべてこの法律による保護に優先して行われるものとする。

3 前二項の規定は、急迫した事由がある場合に、必要な保護を行うことを妨げるものではない。

（費用の徴収）

第七十七条 被保護者に対して民法の規定により扶養の義務を履行しなければならない者がいるときは、その義務の範囲内において、保護費を支弁した都道府県又は市町村の長は、その費用の全部又は一部を、その者から徴収することができる。

2 前項の場合において、扶養義務者の負担すべき額について、保護の実施機関と扶養義務者の間に協議が調わないとき、又は協議をすることができないときは、保護の実施機関の申立により家庭裁判所が、これを定める。

（注）下線部は当省が付した。

表3-5-①-イ 改正後の生活保護法（平成26年7月1日施行）抜粋

（申請による保護の開始及び変更）

第二十四条 （略）

2～7 （略）

8 保護の実施機関は、知れたる扶養義務者が民法の規定による扶養義務を履行していないと認められる場合において、保護の開始の決定をしようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、当該扶養義務者に対して書面をもつて厚生労働省令で定める事項を通知しなければならない。ただし、あらかじめ通知することが適当でない場合として厚生労働省令で定める場合は、この限りでない。

9～10 （略）

（報告、調査及び検診）

第二十八条 （略）

2 保護の実施機関は、保護の決定若しくは実施又は第七十七条若しくは第七十八条の規定の施行のため必要があると認めるときは、保護の開始又は変更の申請書及びその添付書類の内容を調査するために、厚生労働省令で定めるところにより、要保護者の扶養義務者若しくはその他の同居の親族又は保護の開始若しくは変更の申請の当時要保護者若しくはこれらの者であつた者に対して、報告を求めることができる。

3～5 （略）

（注）下線部は当省が付した。

表 3 - (5) - ① - ウ 生活保護法施行規則の一部を改正する省令案の概要抜粋

<p>2 改正の内容</p> <p>(2) 扶養義務者に対する通知</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 保護の実施機関が扶養義務者に対して通知する事項として、保護を開始する者の氏名及び当該者からの保護の開始の申請があった日を規定する。 ○ また、当該通知を行うことが適当でない場合として、 <ul style="list-style-type: none"> ① 保護の実施機関が、当該扶養義務者に対して法第 77 条第 1 項の規定による費用の徴収を行う蓋然性が高くないと認めた場合 ② 保護を開始する者が配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成 13 年法律第 31 号）第 1 条第 1 項に規定する配偶者からの暴力を受けているものであると認めた場合 ③ ①及び②のほか、保護の実施機関が、当該通知を行うことにより保護を開始する者の自立に重大な支障を及ぼすおそれがあると認めた場合 <p>を規定する。</p>
--

(注) 1 「生活保護法施行規則の一部を改正する省令（案）」に関するパブリックコメント手続（平成26年2月27日公示、同日から26年3月28日まで意見募集）時の資料による。

2 下線部は当省が付した。

表 3 - (5) - ① - エ 生活保護法による保護の実施要領について（昭和 38 年 4 月 1 日付け社発第 246 号厚生省社会局長通知）抜粋

<p>第 5 扶養義務の取扱い</p> <p>1 扶養義務者の存否の確認について</p> <p>(1) <u>保護の申請があったときは、要保護者の扶養義務者のうち次に掲げるものの存否をすみやかに確認すること。この場合には、要保護者よりの申告によるものとし、さらに必要があるときは、戸籍謄本等により確認すること。</u></p> <p>ア 絶対的扶養義務者</p> <p>イ 相対的扶養義務者のうち次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> (ア) 現に当該要保護者又はその世帯に属する者を扶養している者 (イ) 過去に当該要保護者又はその世帯に属する者から扶養を受ける等特別の事情があり、かつ、扶養能力があると推測される者 <p>(2) 扶養義務者の範囲は、次表のとおりであること。</p> <p>親等表（略）</p> <p>(3) 扶養義務者としての「兄弟姉妹」とは、父母の一方のみを同じくするものを含むものであること。</p> <p>2 扶養能力の調査について</p>

(1) 1により把握された扶養義務者について、その職業、収入等につき要保護者その他により聴取する等の方法により、扶養の可能性を調査すること。なお、調査にあたっては、金銭的な扶養の可能性のほか、被保護者に対する定期的な訪問・架電、書簡のやり取り、一時的な子どもの預かり等(以下「精神的な支援」という。)の可能性についても確認するものとする。

(2) 次に掲げる者(以下「重点的扶養能力調査対象者」という。)については、更にアからエにより扶養能力を調査すること。

① 生活保持義務関係にある者

② ①以外の親子関係にある者のうち扶養の可能性が期待される者

③ ①、②以外の、過去に当該要保護者又はその世帯に属する者から扶養を受ける等特別の事情があり、かつ、扶養能力があると推測される者

ア 重点的扶養能力調査対象者が保護の実施機関の管内に居住する場合には、実地につき調査すること。

重点的扶養能力調査対象者が保護の実施機関の管外に居住する場合には、まずその者に書面により回答期限を付して照会することとし、期限までに回答がないときは、再度期限を付して照会を行うこととし、なお回答がないときは、その者の居住地を所管する保護の実施機関に書面をもって調査依頼を行うか、又はその居住地の市町村長に照会すること。ただし、重点的扶養能力調査対象者に対して直接照会することが真に適当でない認められる場合には、まず関係機関等に対して照会を行い、なお扶養能力が明らかにならないときは、その者の居住地を所管する保護の実施機関に書面をもって調査依頼を行うか、又はその居住地の市町村長に照会すること。

なお、相当の扶養能力があると認められる場合には、管外であっても、できれば実地につき調査すること。

イ 調査は、重点的扶養能力調査対象者の世帯構成、職業、収入、課税所得及び社会保険の加入状況、要保護者についての税法上の扶養控除及び家族手当の受給並びに他の扶養履行の状況等について行うこと。

ウ アの調査依頼を受けた保護の実施機関は、原則として3週間以内に調査の上回答すること。

エ 調査に際しては、重点的扶養能力調査対象者に要保護者の生活困窮の実情をよく伝え、形式的にわたらないよう留意すること。

(3) 重点的扶養能力調査対象者以外の扶養義務者のうち扶養の可能性が期待される者については、次により扶養能力を調査すること。なお、実施機関の判断により、重点的扶養能力調査対象者に対する調査方法を援用しても差しつかえない。

ア 重点的扶養能力調査対象者以外の扶養義務者のうち扶養の可能性が期待される者への照会は、原則として書面により回答期限を付して行うこと。なお、実施

機関の判断により電話連絡により行うこととしても差しつかえないが、不在等により連絡が取れない場合については、再度の照会又は書面による照会を行うこと。また、電話連絡により照会した場合については、その結果及び聴取した内容をケース記録に記載するとともに、金銭的な援助が得られる場合については、その援助の内容について書面での提出を求めること。

イ 実施機関において重点的扶養能力調査対象者以外の扶養義務者のうち扶養の可能性が期待される者に対して直接照会することが真に適当でない認められる場合には、扶養の可能性が期待できないものとして取り扱うこと。

ウ 照会の際には要保護者の生活困窮の実情をよく伝えるとともに、重点的扶養能力調査対象者以外の扶養義務者のうち扶養の可能性が期待される者の世帯構成、職業、収入、課税所得及び社会保険の加入状況、要保護者についての税法上の扶養控除及び家族手当の受給並びに他の扶養履行の状況等の把握に努めること。

(4)～(6) (略)

3 扶養の履行について

(1) 重点的扶養能力調査対象者が十分な扶養能力があるにもかかわらず、正当な理由なくして扶養を拒み、他に円満な解決の途がない場合には、家庭裁判所に対する調停又は審判の申立てをも考慮すること。この場合において、要保護者にその申立てを行わせることが適当でない判断されるときは、社会福祉主事が要保護者の委任を受けて申立ての代行を行ってもよいこと。なお、重点的扶養能力調査対象者以外の者について家庭裁判所に対して調停等を申立てることを妨げるものではない。

(2) (1)の場合において、必要があるときは、(1)の手続の進行と平行してとりあえず必要な保護を行ない、家庭裁判所の決定があった後、法第77条の規定により、扶養義務者から、扶養可能額の範囲内において、保護に要した費用を徴収する等の方法も考慮すること。

なお、法第77条の規定による費用徴収を行なうに当たっては、扶養権利者が保護を受けた当時において、当該扶養義務者が法律上の扶養義務者であり、かつ、扶養能力があったこと及び現在当該扶養義務者に費用償還能力があることを確認すること。

(3) 扶養義務者の扶養能力又は扶養の履行状況に変動があったと予想される場合は、すみやかに、調査のうえ、再認定等適宜の処理を行うこと。

なお、重点的扶養能力調査対象者に係る扶養能力及び扶養の履行状況の調査は、年1回程度は行うこと。

(注) 下線部は当省が付した。

表 3 - (5) - ② 重点的扶養能力調査対象者に対するフォローアップ
調査の実施状況

調査の実施頻度	事務所数	割合
年 1 回実施	46	45.1%
必要に応じて実施	47	46.1%
未実施	9	8.8%
計	102	100%

(注) 当省の調査結果による。

表3-5(5)-③ 扶養義務者からの費用徴収

単位：件、円

年度 地方公共団体名	平成22年度			23			24			合計		
	件数 (割合)	調定額 (割合)	徴収額 (割合)	件数 (割合)	調定額 (割合)	徴収額 (割合)	件数 (割合)	調定額 (割合)	徴収額 (割合)	件数 (割合)	調定額 (割合)	徴収額 (割合)
全国計	163	40,473,015	38,302,940	225	31,662,953	21,199,818	163	49,176,540	35,765,755	551	121,312,508	95,268,513
うち大阪市	118	11,700,219	11,183,403	111	12,439,530	12,273,429	110	15,897,661	15,457,582	339	40,037,410	38,914,414
	(72.4%)	(28.9%)	(29.2%)	(49.3%)	(39.3%)	(57.9%)	(67.5%)	(32.3%)	(43.2%)	(61.5%)	(33.0%)	(40.8%)

(注) 厚生労働省の資料に基づき、当省で作成した。

表 3 - (5) - ④ 生活保護法第 77 条（費用の徴収）の適用例

単身者（被保護者でない者）が死亡したが、親族が判明しないため、その葬儀を行った者（病院長、民生委員等）に対して生活保護法第 18 条第 2 項第 2 号に基づく葬祭扶助を支給した。

その後親族が判明したことから、同法第 77 条により、当該葬祭扶助に係る費用を徴収した。

【参考】生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）の抜粋
（葬祭扶助）

第十八条 葬祭扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して、左に掲げる事項の範囲内において行われる。

- 一 検案
- 二 死体の運搬
- 三 火葬又は埋葬
- 四 納骨その他葬祭のために必要なもの

2 左に掲げる場合において、その葬祭を行う者があるときは、その者に対して、前項各号の葬祭扶助を行うことができる。

- 一 被保護者が死亡した場合において、その者の葬祭を行う扶養義務者がいないとき。
- 二 死者に対しその葬祭を行う扶養義務者がいない場合において、その遺留した金品で、葬祭を行うに必要な費用を満たすことのできないとき。

（注）当省の調査結果による。

表3-(5)-⑤ 生活保護法第77条に基づく家事審判事件及び家事調停事件の実績

単位：件

区分 年	家事審判事件					家事調停事件						
	新受	既決				未決	新受	既決				未決
		認容	却下	取下	その他			調停成立	調停不成立	取下	その他	
昭和27年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
昭和28年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
昭和29年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
昭和30年	1	0	0	0	1	0	1	1	0	0	0	0
昭和31年	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
昭和32年	1	0	0	0	0	1	2	0	0	1	0	1
昭和33年	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0
昭和34年	2	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0
昭和35年	1	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0
昭和36年	0	0	0	0	0	1	1	0	0	1	0	0
昭和37年	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0
昭和38年	1	0	0	0	1	1	1	1	0	0	0	0
昭和39年	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
昭和40年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
昭和41年	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0
昭和42年	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0
昭和43年	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
昭和44年	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	2
昭和45年	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1
昭和46年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
昭和47年	0	0	0	0	0	0	1	0	0	2	0	0
昭和48年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
昭和49年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
昭和50年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
昭和51年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
昭和52年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
昭和53年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
昭和54年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
昭和55年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
昭和56年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
昭和57年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
昭和58年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
昭和59年	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0
昭和60年	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
昭和61年	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0
昭和62年	0	0	0	1	0	0	1	0	0	0	1	0
昭和63年	1	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	1
平成元年	0	0	0	0	1	0	1	2	0	0	0	0
平成2年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
平成3年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
平成4年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
平成5年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
平成6年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
平成7年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
平成8年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
平成9年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
平成10年	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0
平成11年	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0
平成12年	1	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0
平成13年	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0
平成14年	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
平成15年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
平成16年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
平成17年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
平成18年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
平成19年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
平成20年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
平成21年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
平成22年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
平成23年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
平成24年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	13	4	0	6	3	15	11	5	0	5	1	6

(注) 厚生労働省の資料による。

表3-(5)-⑥-ア 「社会保障審議会生活困窮者の生活支援の在り方に関する特別部会報告書（平成25年1月25日）」抜粋

IV 生活保護制度の見直しについて
4. 不正・不適正受給対策の強化等について
(1) (略)
(2) 生活保護費の適正支給の確保について
① (略)
② 扶養義務の適切な履行の確保について
(扶養義務者に対する福祉事務所への説明責務について)
(略)
(家庭裁判所による扶養請求調停手続きの活用について)
○ <u>福祉事務所と扶養義務者の間で扶養の範囲について協議が調わなかった場合、家庭裁判所に対する調停等の申立手続きの積極的活用を図るため、扶養請求調停手続きの流れ等を示したマニュアルや具体的な扶養請求調停手続きのモデルケースを示し、着実な扶養義務履行の一つの手段とすることが必要である。</u>

(注) 下線部は当省が付した。

表3-(5)-⑥-イ 「社会・援護局関係主管課長会議資料（平成25年3月11日）」抜粋

(文章編資料)
1～3 (略)
4 不正・不適正受給対策
(1)～(6) (略)
(7) 扶養義務の適切な履行の確保
(略)
また、 <u>福祉事務所と扶養義務者の間で扶養の範囲について協議が調わなかった場合、家庭裁判所に対する調停等の申立手続きの積極的活用を図るため、扶養請求手続きの流れ等を示したマニュアルや具体的な扶養請求調停手続きのモデルケースを示すこととしている</u> ので御了知願いたい。
(後略)

(注) 下線部は資料に付されていたものである。